

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

取り組み：Web制作・デザイン・マーケティング支援の知見を活かし、取引先や異業種企業との共同プロジェクトを推進。地域企業やクリエイターとの協働を通じ、新たな価値の創出と持続的な成長を目指します。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

取り組み：取引先のDX推進を目的に、CMS導入やデータ連携設計を支援。サーバー管理やWAF設定など、セキュリティ対策に関する助言・提案・運用サポートを行い、安全な運用体制の構築を支援します。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

取り組み：テレワークや柔軟な働き方を推進し、心身の健康維持と生産性向上を支援。取引先にも健康経営や働き方改革の知見を共有し、共に安心して働ける環境づくりに取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

＜自社の取組方針＞

当社は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、デザイナー、エンジニアなど専門人材の労務費上昇分を適切に価格へ反映します。取引先との協議を通じて公正な価格決定を行い、一方的な単価引下げや不当なコスト負担を求めません。また、作業範囲・納期・報酬条件を明確にし、契約・取引の透明性を確保することで、双方が持続的に発展できる関係を築きます。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

- ・事業活動で得た利益は、取引先と協議のうえ公正に分配します。
- ・定期的なヒアリングを行い、取引内容の改善と信頼関係の強化に努めます。
- ・制作パートナーや協力会社を含むサプライチェーン全体が適正に利益を得られるよう、価格設定の透明性と情報共有を進めます。

令和7年10月8日

アデリープランニング株式会社 代表取締役・榎本泰子
企 業 名 役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。